

医療ツーリズム推進のための規制緩和について

国が新たな成長戦略に位置付け、これまでにない大胆な規制改革等を実行するための突破口として創設した「国家戦略特区」において、外国人患者の受入れを見込む医療機関について、高度の医療水準の確保を条件として、以下の規制緩和を実施している。

1 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認

【平成 26 年 4 月施行 国家戦略特別区域法】

都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に**必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。**

○活用している区域：東京圏（東京都・神奈川県）、
関西圏（兵庫県）、
福岡市・北九州市（福岡市）、沖縄県

2 医師資格制度に係る二国間協定の特例措置

【平成 27 年 1 月通知 厚生労働省医政局長】

二国間協定に基づく外国人医師については、従来、自国民のみを診療することに限る取扱いと整理されていたところ、自国民に限らず**外国人一般に対して診療を行うことを認める。**

○活用している区域：東京圏（東京都）

〈二国間協定の締結国〉

- ・イギリス（昭和 39 年 3 月）
- ・アメリカ（昭和 46 年 6 月）
- ・フランス（平成 8 年 3 月）
- ・シンガポール（平成 14 年 1 月）

3 保険外併用療養の拡充

【平成 26 年 5 月通知 厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長】

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、**日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。**

○活用している区域：東京圏（東京都・神奈川県）、
関西圏（大阪府、京都府）、
福岡市・北九州市（福岡市）、仙台市、**愛知県**

〈県内実施医療機関〉

- ・名古屋大学医学部附属病院（平成 27 年度～）
- ・独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター（平成 27 年度～）
- ・名古屋市立大学病院（平成 28 年度～）

4 外国人医師等の臨床修練制度の拡充

【平成 27 年 7 月改正 国家戦略特別区域法】

臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国人医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、**指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。**

○活用している区域：なし